

議会あり方検討会中間報告を受けての実施事項

〈実施事項〉

1. 傍聴対応について

(3)傍聴者への資料の提供について

①従来から配付している資料(審議日程・議事日程・代表質問項目・一般質問項目、審査日程)に加え、ホームページに掲載している「定例会付議事項の主要内容」も資料として提供する。

②議案書、予算説明書、主要事務執行報告書等大部の資料は、貸し出し用に本会議は6部、委員会は3部用意し傍聴席入り口に配置し、傍聴席への持ち込みを認める。

(4)本会議場傍聴席に職員を配置することについて

現在、傍聴席に事務局職員を配置しているが、危機管理上、警備員1名を配置する。

ただし、資料の提供に伴い、問い合わせ等が予想されることから、当分の間、事務局職員1名との2人体制とする。

2. 議会の広報活動・議会だよりについて

(1)表決結果を、ホームページ及び議会だよりに掲載する。

(2)委員会視察、会派視察、政務調査費による視察報告を、ホームページ及び議会だよりに掲載する。

掲載する事項は視察先、視察目的、視察年月日、視察者とする。

〈実施時期〉

1. 傍聴対応について

平成24年5月第2回市議会から実施する。

2. 議会の広報活動・議会だよりについて

表決結果の掲載は、平成24年5月第2回市議会分から、視察報告のホームページ及び議会だよりへの掲載は、平成24年度実施分から実施する。

